

郡山市東山霊園の一般墓所公募に関する要綱

平成22年12月24日制定
平成26年7月1日一部改正
平成27年3月10日一部改正
令和3年10月19日一部改正
令和4年5月11日一部改正
令和4年6月30日最終改正
[環境部環境政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市東山霊園条例（昭和44年郡山市条例第46号）及び郡山市東山霊園条例施行規則（昭和46年郡山市規則第15号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般墓所の公募に必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 募集方法は、公募とし、市の広報紙及び市ウェブサイト次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 申込方法
- (2) 申込期間
- (3) 使用許可基準
- (4) 墓所規格及び区画数
- (5) 使用料及び管理料

(申込方法)

第3条 郡山市東山霊園一般墓所を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる方法により公募を申し込むことができる。

(1) 公募の申込期間を設けて募集した場合は、次のいずれかの方法により公募を申し込むことができる。

ア 別記様式による申込み

イ 電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）による申込み

(2) 公募の申込期間を随時とした場合は、前項の規定を省略し規則第2条の規定による郡山市東山霊園一般墓所使用許可申請書（第1号様式）の申請をすることができる。

(使用予定者の決定)

第4条 市長は、申込期間を設けて募集した場合において、申込者の数が使用させるべき一般墓所の募集数を超えるときは、申込者のうちから抽選により使用予定者を決定する。

(抽選の方法)

第5条 使用予定者の決定について抽選を行うときは、公開抽選の方法により行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

郡山市長

郡山市東山霊園一般墓所使用申込書

申 込 者	住 所	〒963- 郡山市		
	フリガナ			
	氏 名	亡くなった方との関係		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	電 話	自 宅		
	日中連絡のつく 携帯番号			
一般墓所申請要件の確認 (要件確認後、○で囲んで ください)	確認済み	(1) 郡山市に1年以上の住民登録をしている方 (2) 焼骨をお持ちの方(埋蔵の有無を問わない・分骨 を除く) (3) 同一世帯内で東山霊園一般墓所及び合葬墓の使用 許可を受けていない方。		
墓 所 の 種 類 (希望する墓所の種類を○ で囲んでください)	規制墓地	面積 m ²	墓所番号 - -	
	自由墓地	面積 m ²	墓所番号 - -	
埋蔵されていない焼骨を お持ちの場合に記入	火葬許可証を発行した市区町村名		許可番号	
埋蔵されている焼骨をお 持ちの場合に記入	埋蔵（収蔵）している場所の名称			